

# 入居資格（二人世帯向シルバーピア）

申込期間に、次の1～6のすべてにあてはまる必要があります。

## 1 申込者が65歳以上であること

申込者…申込書の申込者欄に記入する方です。この方が市営住宅使用許可後の名義人です。

## 2 申込者が町田市内に継続して3年以上居住していること

- (1) 町田市内に継続して3年以上居住していることが、住民票の写しで証明できること。
- (2) 外国人については、中長期在留者で、(1)のほかに申込期間から審査日まで継続して在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。

## 3 65歳以上の同居親族がいること

同居親族…申込者と一緒に市営住宅に入居する親族です。これにはパートナーを含みます。

同居…他の法令の規定にかかわらず、同一住宅内に居住すること（住民票で世帯分離している場合を含む。）をいいます。

- (1) 申込期間に同居している65歳以上の親族との申込みが原則です。ただし、配偶者の場合はおおむね60歳以上とします。結婚、転勤、就職、独立等の理由がなく、現に同居している親族を除いた申込みはできません。
- (2) (1)のほか、次の方は申込みができます。
  - ア 入居手続きのときまでに婚姻できる婚約者。
  - イ 内縁関係の方との申込みは、法律上の配偶者がいないこと、かつ入居資格審査のときに続柄欄が「未届の妻（夫）」と記載されている住民票を提出できること。
  - ウ パートナーシップの相手方との申込みは、入居資格審査のときにパートナーシップ宣誓証明書等で確認できること、かつ法律上の配偶者がいないこと。
- (3) 現在、別に住んでいる方との申込みは、次のいずれかにあてはまること。
  - ア (2)にあてはまる方。
  - イ 申込期間に、申込者と税法上の扶養関係にある方。
  - ウ 単身で居住している方または誰からも扶養されていない方で、3親等内の血族または姻族の方。  
※3親等内の血族または姻族…申込者または配偶者の父母、祖父母、子、孫、申込者の子および孫の配偶者、申込者もしくは配偶者の曾祖父母、伯叔父母、兄弟姉妹、甥姪、曾孫または申込者の伯叔父母・兄弟姉妹・甥姪・曾孫の配偶者（親族図の範囲の方。）
- (4) 外国人の同居親族については、中長期在留者で、上記(1)から(3)のほかに申込期間から審査日まで継続して在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。
- (5) 上記(1)～(4)にあてはまる場合でも現に同居または別居のいずれかを問わず、配偶者と別居する申込みはできません。なお、離婚の予定がある方は配偶者を除いて申込みできますが、入居資格審査のときに離婚の成立を証明できることが必要です。

※申込書を郵送した後は、申込者、同居親族等の変更はできません。

※おおむね60歳以上とは申込期間に57歳以上の方をいいます。

## 4 所得が定められた基準内であること

申込者および同居親族の年間所得金額が、所得基準表の家族人数に応じた所得金額の範囲内であること。

同居親族が、所得基準表の（１）（４）（５）（６）のいずれにもあてはまらない57歳以上60歳未満の場合は、一般区分の金額です。

## 5 住宅に困っていること

（１）申込者および同居親族に、住宅または土地の所有者（共有持分がある方、借地上に住宅を所有している方を含む。）がないこと。ただし、次のいずれかにあてはまる方は申込みできます。

ア 著しく老朽化し、かつ法的に再建築が困難である住宅を所有している方で、その住宅を取り壊す予定であること。

なお、入居資格審査のときに取り壊しの契約書等の提出、市営住宅入居後２か月以内に取り壊しを証明する閉鎖事項証明書等の提出が必要です。

イ 差押、正当な事由による立退要求等により住宅または土地の所有者でなくなる方（滞納等本人に帰責事由がある方を除く。）。

なお、入居資格審査のときに所有権移転を証明する登記事項証明書等の提出が必要です。

（２）現に公営住宅のシルバーピアに入居している、または使用予定者となっている方は申込みできません。

## 6 暴力団員でないこと

申込者および同居親族が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第２条第六号に規定する暴力団員でないこと。

なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する場合があります。